

マネー・ローンダリング等対策の取組と課題(2024 年6月)

2024 年6月

金 融 庁



目次

はじめに（本レポートの趣旨）	1
第 1 章. 日本政府におけるマネロン等対策の取組	2
1. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」の策定	2
2. 金融庁におけるリスクベース・アプローチの取組	3
3. 新たな金融セクターの現状	4
第 2 章. FATF 第 4 次対日相互審査の指摘対応を含めた基礎的な態勢の整備	6
1. 2024 年 3 月末までの態勢整備状況	6
2. マネロン等対策に係る 2024 年 4 月以降の金融庁の対応	8
3. マネロン等対策に係る業務の共同化	8
4. 継続的顧客管理に関する課題	10
5. 暗号資産交換業者におけるトラベル・ルールの運用状況	13
第 3 章. FATF 第 5 次対日相互審査を見据えた実効性向上に向けた取組	15
1. マネロン等リスク管理態勢の有効性検証	15
2. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂	20
3. 各地域における金融機関等の連携強化（業態横断フォーラム）	22
4. FATF 基準改訂も踏まえた対策の実効性向上	25
第 4 章. 金融サービスの不正利用対策	28
1. インターネットバンキング不正送金対策強化	28
2. 預貯金口座の不正利用対策等	30
3. 偽造本人確認書類を用いた預貯金口座開設への対応	31
4. 国民を詐欺から守るための総合対策	32

はじめに(本レポートの趣旨)

本レポートは、マネー・ローンダリング・テロ資金供与(以下「マネロン等」)対策に関し、我が国の金融機関等を取り巻くリスクの状況や、金融庁及び財務局(以下「金融庁等」)が所管する金融機関等における対応状況、並びに金融庁等の取組について、2023 事務年度(2023 年7月～2024 年6月)の状況を主に取りまとめ、公表するものである。

SNS 型投資詐欺やフィッシング詐欺など、近年の金融犯罪の多様化・巧妙化等により、各金融機関等はマネロン等のリスク変化への対応を絶えず求められている。各金融機関等においては、マネロン等対策の徹底は金融業を担う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は自らの信頼に加え、我が国の金融セクターに対する国際的な信認をも損なうおそれがあることを強く認識する必要がある。

また、実効性あるマネロン等対策は、個別の金融機関等のみで完結できるものではなく、業態を横断して、関係省庁とも適切に連携した上で、官民一体となった取組が必要となる。

近年のマネロン等対策に係る状況を踏まえ、本レポートでは、以下のとおり4点に関して説明する。

➤ 第1章. 日本政府におけるマネロン等対策の取組

政府全体のマネロン等対策に係る行動計画及び金融庁によるリスクベース・アプローチの取組等

➤ 第2章. FATF 第4次対日相互審査での指摘対応を含めた基礎的な態勢の整備 2024 年3月末を期限とした金融機関等によるマネロン等リスク管理態勢整備に 関連する取組及びその結果を踏まえた金融庁による今後の対応等

➤ 第3章. FATF 第5次対日相互審査を見据えた実効性向上に向けた取組 2024 年4月以降の高度化に向けた金融機関等による有効性検証等の取組事例 及び各地域における金融機関等の連携強化等

➤ 第4章. 金融サービスの不正利用対策

金融犯罪の複雑化・巧妙化を背景とする政府の対策も踏まえた、金融機関等によるマネロン等対策の一環としての金融サービスの不正利用対策

本レポートを通じ、各金融機関等において、マネロン等対策に関する理解が一層深化すること、マネロン等対策の現状や他金融機関等の取組事例の把握等を通じ、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組むことを期待したい。

第1章. 日本政府におけるマネロン等対策の取組

1. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」の策定

我が国におけるマネロン等対策は、これまで、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議¹」が、2021 年 8 月 30 日（FATF 第4次対日相互審査報告書公表日）に公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（以下「行動計画」）に沿って、政府一体となって進められてきた。

2024 年 4 月、行動計画の実施期限到来に伴い、2028 年に予定されている FATF 第5次対日相互審査のオンサイト審査も見据え、国内の対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、新たに「行動計画（2024-2026 年度）」²が策定された。

【図表1】行動計画（2024-2026 年度）（金融庁関連部分抜粋）

IO:有効性	項目	主な行動内容	期限
1 マネロン等及び拡散金融リスクの認識・協調	「政策会議」の体制強化及び「基本方針」の更新	・ 参加省庁拡大等により、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の体制を強化する。	2024年度末
		・ 行動計画（2024-2026年度）の進捗状況をフォローアップし、必要に応じ「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を更新する。	継続実施
2 国際協力	国際協力	・ 各国の監督当局等との情報交換を継続し、必要に応じて更に発展させる。	継続実施
3 金融機関等の監督・予防措置	金融機関等によるリスクベースアプローチに基づく取組促進	・ 金融機関等のリスク理解を更に向上させ、リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取組を促す。また、必要に応じてガイドラインを更新する。 ・ 官民連携して国民の理解を促進しつつ、金融機関等による継続的な顧客情報管理に基づく顧客のリスク評価の取組を推進する。	継続実施
	監督当局による金融機関等に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督実践	・ リスクベースアプローチに基づくメリハリのある検査監督の取組を実践する。 ・ ブロックチェーン等を活用した技術による新たな金融商品等を提供する金融機関等において、必要なリスク低減措置等が実施されるよう取り組む。 ・ 金融機関等に対し、効果的かつ抑止力のある措置を実施する。	継続実施
	取引モニタリングの共同システムの実用化	・ 為替取引分析業者の検査監督等を通じて、共同システムの安定運営を確保しつつ、金融機関等による取引モニタリング等を強化する。	継続実施
5 法人等の悪用防止	法人の実質的支配者情報に関する制度改善と実効性向上	・ 制度整備に向けた検討を推進する。 ・ 「実質的支配者リスト」を活用する方策を検討する。	2026年度末

〔出典〕財務省資料より、金融庁作成

金融庁としては、行動計画（2024-2026 年度）を基に、金融機関等を共管する他省庁や業界団体と連携しつつ、リスクベース・アプローチ（以下「RBA³」）に基づく検査・モニタリングを実践していく。

具体的には、2024 年 4 月以降、2024 年 3 月末を期限としていた「マネー・ローンダリ

¹ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議について（財務省ウェブサイト）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

² 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」を策定しました（令和 6 年 4 月 17 日）（財務省ウェブサイト）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html

³ 「Risk Based Approach」の略語である。

ング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)に基づいた態勢整備の完了状況の確認を行っている。

また、マネロン等リスク管理態勢の高度化に向けて、金融機関等自身によるリスク管理態勢の有効性評価・改善の一連の取組に関する対話を行いつつ、有効性を評価する際に参考となる着眼点・目線について整理していく。

くわえて、為替取引分析業⁴についても、為替取引分析業者が提供する共同システム等のサービスが金融機関等における取引モニタリング等の有効性の向上に資するものとなるよう、金融庁による検査・モニタリングを強化していく。

2. 金融庁におけるリスクベース・アプローチの取組

(1) 概要

RBA は、特定・評価したリスクに見合ったリスク低減措置をとる手法であり、RBA の実施は、FATF 勧告⁵の第1の勧告として勧告全体を貫く基本原則となっているなど、国際的に標準的なアプローチとなっている⁶。

金融庁においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)第2条第2項に定める特定事業者(以下「特定事業者」)全体のリスクを評価している「犯罪収益移転危険度調査書⁷」(以下「NRA-FUR⁸」)を参照しつつ、特定事業者のうち金融庁所管の事業者に対し金融業態ごとのリスクの特定・評価を行う「金融セクター分析」及び各金融業態内の個別事業者のリスクの特定・評価を行う「CRR⁹」を行った上で、リスクに応じた対象や深度の調整により、RBA に基づく検査・モニタリングを実践している。

なお、金融セクター分析及び CRR によるリスク評価の仕組みについては、定期的に見直しを行っている。

(2) 金融セクター分析と CRR

ア. 金融セクター分析

金融セクター分析とは、金融機関等をセクターに分類し、各分類のリスクを特定・評価する枠組みであり、RBA に基づく検査・モニタリング実施の基盤である。

⁴ 複数の金融機関等の委託を受けて、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」)第2条第18項の各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこと。

⁵ マネロン等対策及び拡散金融対策に係る国際基準。

⁶ 同勧告において、国は「自国におけるマネロン・テロ資金供与のリスクを 特定及び評価」し、金融機関等は「自らが取り扱う商品・サービス等のマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための適切な手段を講ずる」こととするなど、国・金融機関等のそれぞれについて、RBA の実施を求めている。

⁷ 犯収法第3条第3項に基づき、国家公安委員会が毎年作成、公表している、特定事業者等が行う取引の種別ごとにマネロン等リスクを特定・評価した調査書。

⁸ National Risk Assessment-Follow-up Report と称しており、その頭字語である。

⁹ Corporate Risk Rating と称しており、その頭字語である。

リスクの特定・評価に当たっては、NRA-FURに加え、金融庁等の検査・モニタリングにおいて収集した情報や公開情報等を用い、各セクターで提供される商品・サービス、取引形態、その他セクター特有のリスク要因などを考慮し、各セクターにおける脆弱性について分析している。

また、NRA-FUR に記載されている疑わしい取引の届出数も併せて考慮の上、業態間のリスク大小の相対比較を行っている(金融セクター分析結果概要については別紙を参照)。

イ. CRR

個別金融機関等に対する、金融庁等の検査・モニタリングの対象や深度を決定するためのインプットとして、上記金融セクター分析を踏まえ、各セクター内におけるリスクを特定・評価する枠組みである。

リスクの特定・評価に当たっては、各金融業法に基づき毎年提出を求めている取引実態及びマネロン等リスク管理態勢に係る定量・定性情報を用いている。

3. 新たな金融セクターの現状

(1) 第一種資金移動業を営む資金移動業者

資金移動業は、取引額の上限によって第一種から第三種までの3類型に分類されており、第一種資金移動業については取引額の上限が設けられていない。

第一種資金移動業は海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなど、従来の送金上限額を超える利用者のニーズに応えるために新たに創設された。高額の為替取引を扱うことが可能となり、マネロン等リスクも相対的に高まることから、第一種資金移動業者は第二種・第三種よりも一層堅牢なリスク管理態勢を整備することが求められる。

2024 年以降、新たに2社が第一種資金移動業の認可を受けており、2024 年6月現在、第一種資金移動業を営む資金移動業者は4社となっている。

(2) 電子決済手段

我が国では、デジタルマネー類似型ステーブルコイン¹⁰は電子決済手段、暗号資産型ステーブルコイン¹¹は暗号資産や有価証券として規制されている。

近年、ステーブルコイン発行に向け、海外送金業務を手掛ける資金移動業者がスタートアップ企業との業務提携を発表したほか、大手信託銀行を始めとする複数の金融機関等が発行や活用に向けた共同検討を開始する等、ステーブルコインの発行・実用化に向けた動きが活発化している。

¹⁰ 2022 年 1 月に公表された金融審議会・資金決済ワーキング・グループの報告によれば、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約束するものとされている。

¹¹ 2022 年 1 月に公表された金融審議会・資金決済ワーキング・グループの報告によれば、デジタルマネー類似型ステーブルコイン以外のものとされている。

ステーブルコインについては、匿名性が高いこと、国境を越えて瞬時に移転が可能であること、資金源の偽装を図る取引に悪用される可能性があること等、暗号資産と同様の脆弱性が FATF のレポート¹²で指摘されており、広範な利用が見込まれることも合わせると、マネロン等リスクの高まりが想定される。

2024 年6月時点では、我が国において電子決済手段の発行は確認されていないものの、将来的に幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性がある。

電子決済手段等取引業者においては、環境の変化に伴うリスクの変化を機動的に捉え、適時適切にリスクの低減を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供していくことが期待される。

（3）高額電子移転可能型前払式支払手段

高額電子移転可能型前払式支払手段¹³については、高額のコールドや、多額の譲渡を実際に行っている利用者は限られるとみられるものの、かねてより前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用される事例が指摘されているほか、例えば、国際ブランドの前払式支払手段では、数千万円のコールドが可能サービスも提供されているなど、マネロン等に利用される危険は高いと考えられる。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対しては業務実施計画の届出が求められることとなっており、特定事業者としてリスク管理態勢を整備することが重要である。

¹² FATF Report to the G20 Finance Ministers and Central Bank Governors on So-called Stablecoins (June 2020)
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Virtualassets/Report-g20-so-called-stablecoins-june-2020.html>

¹³ 第三者型前払式支払手段のうち、価値を電子的に移転することが可能で、かつ、高額のコールドや移転が可能なものについて、2023 年 6 月に施行された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律により、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として規定された。

第2章. FATF 第4次対日相互審査の指摘対応を含めた基礎的な態勢の整備

1. 2024 年3月末までの態勢整備状況

(1) 態勢整備状況の把握に向けた取組

ア. 経緯

2021 年4月、金融庁は、FATF 第4次対日相互審査における指摘¹⁴も踏まえ、ガイドラインの「対応が求められる事項」への対応(以下「ガイドライン対応」)について、2024 年3月末までに完了させるよう、金融機関等に要請した。

また、金融庁等は、金融機関等に対し、ガイドラインと自らの態勢整備の現状に係るギャップを分析し、報告¹⁵するよう求め、同要請に係る進捗状況を把握してきた。

くわえて、リスクが相対的に高いと判断される金融セクターとそれに属する金融機関等¹⁶に対しては、ガイドライン対応の着実な実行を促すため、ガイドライン対応に焦点を当てた立入検査(以下「ターゲット検査」)やモニタリングによる実態把握を行うなど、金融庁等による RBA に基づく検査・モニタリングを実施してきた¹⁷。

イ. 金融機関等へのモニタリング

金融庁等は、2021 年9月から 2024 年3月までに計 352 先に対しターゲット検査を実施した。検査の結果、以下を含む改善を要する課題が確認されたため、2024 年3月末までに当該課題の解消が図られるよう、フォローアップを行ってきた。

- ・ リスクの特定に係る洗い出しが不十分
- ・ リスク評価の手法が策定されておらず、規程化されていない。
- ・ 顧客管理について、犯収法対応が中心で、リスクに応じた対応が不十分
- ・ 方針・手続・計画等の見直しがされておらず PDCA が回せていない。
- ・ 取引モニタリングシステムに係るシナリオ・敷居値の見直しが不十分

また、各金融機関等の経営陣に対し、業界団体との定例の意見交換会¹⁸やターゲット検査での役員面談等の機会も活用し、態勢整備の重要性について周知

¹⁴ FATF 第4次対日相互審査報告書において、「金融機関が速やかにガイドラインの要請を完全に遵守するためには明確かつ規範的な対応完了期限を示す必要がある。」と指摘されている。

¹⁵ 毎年3月末及び9月末の態勢整備状況に関する報告。

¹⁶ NRA-FUR（2023 年 12 月）において、「他の業態よりも相対的に危険度が高い取引」を取り扱う預金取扱金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者を指す。

¹⁷ 日本銀行においても、2022 年度考査からマネロン等対策に関する調査を本格化し、金融庁検査との連携の枠組みを通じて問題意識や視点を共有しながら、金融機関が態勢整備を着実に進めているかを点検している。

¹⁸ 金融庁では業界団体と定期的に意見交換を実施している。

(<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html>)

を図ってきた。

くわえて、通年・専担検査先として指定した9グループ¹⁹に対しては、年間を通じ、オン・オフ一体の切れ目のないモニタリングを通じて重点的に検証する体制としている。1年にわたるモニタリングを通じて把握した課題事項等に係る文書（フィードバックレター）を発出し、翌事務年度において、対応状況を確認するなど、実効性あるモニタリングを実施している。

ウ. 業界団体と連携した取組及びアウトリーチ

金融庁では、金融セクター全体のマネロン等リスク管理態勢の底上げを図るため、業界団体を通じて、勉強会や意見交換会を開催してきた。また、一部の業界団体では、会員に対し、勉強会や質疑応答の内容を取りまとめた資料や参考規程等の展開を行ったほか、独自にガイドライン対応に係るアンケートを実施し、対応が遅れている先に対し状況確認を行うなど、金融庁と連携した金融機関等への支援の動きも見受けられた。

このほか、金融庁等では、業界団体や民間事業者が実施するセミナー等を通じて、マネロン等対策に係る理解の向上や態勢整備の強化等を目的としたアウトリーチを継続的に実施した。また、FATF 第4次対日相互審査後のフォローアップ状況、我が国のマネロン等対策や特殊詐欺への対応、金融機関等に求められるリスク管理態勢等、幅広いテーマで講演を行うとともに、金融機関等の抱える課題解決に資するよう討議も実施した²⁰。

エ. 態勢整備状況の確認

2024 年 3 月、金融庁等は、金融機関等に対し、ガイドライン対応の期限である 3 月末時点における対応結果を 4 月末までに報告することを求めた。

当該対応結果の報告を集計した結果、2024 年 3 月末時点の金融機関等におけるガイドライン対応の完了率は 99%であった。

これまでの取組を振り返ると、ターゲット検査実施当初は、FATF 第4次対日相互審査を受けて改訂・策定したガイドラインや FAQ²¹が公表²²されて間もなかったこともあり、リスクの特定・評価・低減措置といったリスク管理の根幹となる態勢整備が不十分な先や、ガイドラインとのギャップを金融機関等自ら分析する自己評価と検査での検証結果に乖離が生じる先が多く見受けられた。

ガイドライン対応の期限が近づくに従って、こうした態勢の不備や自己評価との

¹⁹ みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI 新生銀行グループ、あおぞら銀行グループ

²⁰ 直近 1 年間では、金融庁で 105 回、各財務局で 101 回実施した。

²¹ 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」

²² 2021 年 2 月にガイドラインを大幅改訂、同年 3 月に FAQ を公表。

乖離は少なくなっていた。これは、前述の業界団体と連携した取組やアウトリーチ等も踏まえ、各金融機関等において、経営トップのリーダーシップの下、求められる内容の理解が進み、態勢整備が進展したことが要因と推測される。

また、前述のとおり、大方の金融機関等からガイドライン対応が完了したとの報告があったことを踏まえれば、対応期限を定めた集中的な取組が一定の効果を発揮したものと認識している。

2. マネロン等対策に係る 2024 年 4 月以降の金融庁の対応

金融機関等においては、2024 年 3 月末にガイドラインに基づく態勢整備期限が到来したことを踏まえ、2024 年 4 月以降、RBA を高度化させるとともに、整備した態勢の有効性を更に向上させていく必要がある。

態勢の有効性を向上させるに当たっては、当然のことながら、態勢整備が完了していることが前提となる。そこで、金融庁としては、2024 年 4 月以降、まずは、金融機関等が 2024 年 3 月末の期限までに必要な対応を実施したことを確認し、態勢整備が完了していない場合には早急な対応を求めていく。

具体的には、期限までに必要な対応を完了しなかった金融機関等については、必要に応じて、その理由や今後の対応計画等を個別に確認した上で、適宜、個別に行政対応を検討・実施していく。

また、期限までに必要な対応を完了した旨報告があった場合においても、今後、対応が著しく不十分であることが判明した場合には、必要に応じて個別に行政対応を検討・実施していく。

他方、金融機関等における態勢の有効性向上の取組を支援していくことも重要であり、金融機関等が実施する有効性の検証等の取組について事例や参考となる考え方などを整理し、公表・共有に向けた検討も進めていく。

3. マネロン等対策に係る業務の共同化

我が国においては、金融機関等における取引モニタリング等システムの誤検知率が非常に高く、FATF 第 4 次対日相互審査においても、大量の誤検知を手作業でチェックする作業が経営資源の活用には制約を加えているという指摘がなされるなど、中核的な業務である取引モニタリング等の高度化・効率化を図ることが喫緊の課題となっている。

他方、こうした課題に対応していくためには、システム整備や人材確保等の面で負担が大きく、金融機関等が単独で対応するには限界があるといった問題もあったことから、2022 年 6 月に資金決済法が改正されたことを受け、金融庁は、制度的対応として複数の銀行等の委託を受けて為替取引の分析等を行う「為替取引分析業」を創設、許可制を導入するとともに、2023 年 6 月から「為替取引分析業者向けの総合的な監

督指針²³」を適用するなど、監督体制の整備を図ってきた。

（1）為替取引分析業者の役割・対応方針

為替取引分析業に係る許可申請を提出した事業者に対し、審査を実施の上、これまで3事業者²⁴に対して許可を行った。

為替取引分析業は金融機関等におけるマネロン等対策の中核的な業務を受託して行うものであり、為替取引分析業者には、自らが提供する取引モニタリング等の有効性をより高い水準で確保しつつ、金融機関等におけるマネロン等対策の有効性の向上に資する役割が求められている。

金融庁としては、金融機関等が個別に抱えている困難な課題等を解決し、金融セクター全体の高度化・効率化を図っていくため、為替取引分析業者が運用する共同システム及び提供するサービス²⁵を利用することが有効と考えている。為替取引分析業者の取組が、金融機関等における取引モニタリング等の有効性の向上に資するものとなるよう、検査・モニタリングを強化していく。

なお、金融機関等は、自らのリスクに応じた対応が求められており、その責任は金融機関等自身に帰属することから、為替取引分析業者を利用する場合であっても、委託する業務について一任することなく、各金融機関等においても提供を受けるサービスの品質を確認し、必要に応じ自ら追加の対応等を行う必要がある。

（2）マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業

「マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業」とは、金融業界全体のマネロン等対策の高度化・実効性の向上を適切かつ迅速に推進することを目的とし、複数の金融機関で利用可能な AI 等の技術を活用したシステム開発・実装に係る経費の一部に補助金を交付するものである。当事業に係る経費について令和4年度第2次補正予算にて措置を行った。2023年1月に補助事業者の公募を開始し、同年3月に、外部有識者による審査結果を踏まえて選定した補助事業者2社を公表した²⁶。

2024年3月に補助事業実施期間が終了し、同年4月、選定された2社に対し、補助金を交付した。

²³ 為替取引分析業者向けの総合的な監督指針 令和5年6月（金融庁ウェブサイト）

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ftta/index.html>

²⁴ SCSK RegTech Edge 株式会社（許可日：2023年12月19日）、株式会社バンク・ビジネスファクトリー株式会社（許可日：2024年1月31日）、株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構（許可日：2024年5月29日）

²⁵ コラム1：為替取引分析業者におけるマネロン等対策の取組事例について

²⁶ 「マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業」の公募について（金融庁ウェブサイト）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230116/amlhojokin.html>

【図表2】マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業概要

公募期間	2023年1月16日～2月24日まで
補助事業実施期間	2023年3月（交付決定後）～2024年3月31日まで
主な補助対象要件	・為替取引分析業の許可を得る見込みであること （注）令和5年度末までに許可を取得する必要 ・複数の金融機関が利用可能なAI等の技術を活用した高度な分析機能を備えた共同システムを構築すること
採択件数	2社（SCSK RegTech Edge(株)、(株)マネー・ローンダリング対策共同機構）
補助率	補助対象事業費のうちの1/2以内
補助上限	3.1億円
補助対象経費区分	共同システム構築経費 ① AI等の技術を活用した取引モニタリング機能 ② AI等の技術を活用した取引フィルタリング機能 ③ AI等監視機能（AI特有のリスクを監視する機能） ④ 共同システム基盤（共同システムを効果的に運用するための基盤） ※システム運用経費は補助対象外

【出典】金融庁作成資料

4. 継続的顧客管理に関する課題

継続的顧客管理の実施に当たっては、金融機関等が自らの全顧客のリスク評価を実施し、そのリスクに応じた頻度・深度により顧客情報の確認・更新を行っている。顧客情報の確認には、ダイレクトメール等で調査票を送付するなどして対応している金融機関等が多い。しかしながら、顧客からの回答が得られないケースが散見され、回答率の向上や郵送以外の顧客情報の確認手段が課題となっている。こうした中、金融庁等としては、各金融機関等の以下の取組を把握した²⁷。

【取組事例】

- ・ 顧客に自動音声電話又は SMS 送信で案内している。
- ・ 顧客が来店した際、窓口担当者が端末画面で情報更新が必要な顧客かどうか確認できるようになっている。
- ・ 営業店ごとの目標回答率を設定し、業績評価にも反映させている。
- ・ ATM の取引画面や取引明細書等に、情報更新依頼や読み取ると情報更新手続に進む二次元コード等を表示させている。

また、金融機関等が継続的顧客管理を円滑に進めるためには、顧客の理解と協力が不可欠である。こうした観点から、金融庁等や業界団体は、一般利用者に向けて、情報発信や広報活動を行っている。

これまでも、政府広報媒体も活用して金融機関等が行っている継続的顧客管理へ

²⁷ コラム2：セブン銀行の ATM 機能「ATM お知らせ」を利用した継続的顧客管理

の理解を求める広報に取り組んできたが、2023 年 7 月以降、金融機関等による利用者情報の更新への協力依頼に加えて、情報更新の必要性等について簡潔に解説するための動画を作成し、金融庁ウェブサイト及び金融庁公式 YouTube チャンネル上で公開した。

くわえて、近年、売買等によって不正に取得された法人名義の預貯金口座を利用する特殊詐欺等の犯罪が多発している状況を踏まえ、2024 年 1 月に、警察庁と連名でマネロン等対策に係る法人向けチラシを作成し、業界団体に配布した。

今後、業界団体との連携を強化し、より一体的かつ集中的な広報活動を展開する予定としており、関係省庁とともに、広く国民に継続的顧客管理への理解・協力を求めていく。

【図表3】顧客情報更新への協力要請についてのインターネット広報（金融庁）

！ 金融庁では、金融機関のマネロン対策についてのインターネット広報を実施しています

継続的顧客管理に関する顧客情報更新への協力要請についてのインターネット広報（令和 5 年度）

- 金融庁では、継続的顧客管理に関する顧客情報更新への協力要請についてのインターネット広報を実施しています。
- 動画広告やバナー広告等を配信しており、バナー広告等をクリックするとランディングページ（マネロン等対策への理解を深めるための解説ページ）へ遷移します。
- 令和 6 年 3 月中旬までの広告配信を予定しています。

バナー広告



動画広告



ランディングページ



上記の他、検索サイトにおいて、「マネロン」等と特定のキーワードを検索すると検索結果に表示するリスティング広告も実施しています。

ランディングページのQRコードはこちら → 

[出典]金融庁ウェブサイト：金融機関のマネロン対策にご協力ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

【図表4】金融庁公式 YouTube チャンネル



[出典] 金融庁チャンネル: 金融庁よりマネロン対策についてのお知らせ

<https://youtu.be/ozL0h8jYkyw>

【図表5】法人向けチラシ(金融庁・警察庁)

！法人を対象としたマネロン対策に係るチラシを作成しました

法人口座は振込限度額が高額であることや、大口の取引が頻繁に行われるため、近年、法人口座が口座売買や特殊詐欺などの犯罪に不正利用されるケースも生じています。そこで、法人の継続的顧客管理の意義・協力要請を行うチラシを作成し、各業界団体を通じて周知活動を行っています。



[出典] 金融庁ウェブサイト: 金融機関のマネロン対策にご協力ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

5. 暗号資産交換業者におけるトラベル・ルールの運用状況

(1) トラベル・ルールの導入

トラベル・ルール²⁸が暗号資産交換業者に適用されることとなったのは、2018年10月の FATF 基準(勧告、解釈ノート)のうち、勧告 15(新技術)の改訂²⁹に端を発する。その後 2019 年6月、勧告 15 の解釈ノート及び暗号資産に関するガイダンス³⁰が採択³¹され、勧告 15 における要求事項が明確化された。

この際に明確化された要求事項の一つがトラベル・ルールであり、暗号資産の送付時においても、送付人及び受取人情報の通知等が義務化されている。

しかしながら、2023 年6月に FATF が公表した「暗号資産及び暗号資産交換業者に関する FATF 基準の実施状況についての報告書」³²では、調査に回答した法域のうち半数以上がトラベル・ルールの実施に向けた措置を講じておらず、世界的な基準遵守状況は依然として不十分であるとの見解が示されている。

さらに、FATF は、勧告 15 の実施促進の観点から、2024 年3月には、FATF 全加盟法域と重要な暗号資産活動のある法域を対象として、基準の実施状況等に係る一覧表を公表³³した。FATF は、こうした取組が、重要な暗号資産活動がある法域に対する支援の促進を図るとともに、規制・監督当局のみならず、民間セクターにおいても、暗号資産活動が重要な法域における法整備等の基準実施状況や当該国に所在する暗号資産交換業者との取引をリスクベースで自ら見極める一助となることを期待している。

こうした中、我が国は犯収法等を改正し、2023 年6月以降、暗号資産交換業者に對し、暗号資産を移転する際、移転先の暗号資産交換業者への送付人及び受取人情報の通知を義務付けた。

²⁸ いわゆる「トラベル・ルール」とは、送金取引において、被仕向側・仕向側事業者による、送金依頼人及び受取人の情報の記録・保存並びに送付側事業者から受取側事業者への通知を義務付けるマネロン・テロ資金供与対策上の措置を指し、本邦当局・業界関係者において、犯収法第 10 条の通知義務等が FATF 勧告 16（電信送金）に相当すると理解されてきた。

²⁹ Outcomes FATF Plenary, 17-19 October 2018 (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/fatfgeneral/documents/outcomes-plenary-october-2018.html>)

³⁰ Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-rba-virtual-assets.html>)

なお、2021 年に以下の改訂版が公表されている。(<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-rba-virtual-assets-2021.html>)

³¹ Outcomes FATF Plenary, 16-21 June 2019 (<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfgeneral/Outcomes-plenary-june-2019.html>)

³² Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/targeted-update-virtual-assets-vasps-2023.html>)

³³ FATF による「FATF メンバー法域及び重要な暗号資産サービス・プロバイダー (VASP) の活動がある法域における勧告 15 の実施状況一覧表」の公表について (金融庁ウェブサイト) <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20240402/20240402.html>

（2）暗号資産交換業者におけるトラベル・ルール対応が不十分な事例

金融庁等は、定期的なヒアリング等を通じ、トラベル・ルールの運用状況をモニタリングしている。その結果、以下のような対応が不十分な事例が認められており、各暗号資産交換業者においては、これらの事例も参考に自らの運用状況を継続的に検証し、態勢の整備を進めていくことが求められる。

（犯収法第 10 条の 5（暗号資産の移転に係る通知義務）関係）

- ・ 暗号資産交換業者 A 社は、通知システム（情報通知インフラとしてのコンプライアンスツール）の互換性がない暗号資産交換業者に対し、必要な通知を行わずに暗号資産を移転した。
- ・ 暗号資産交換業者 B 社は、顧客から暗号資産の外部への移転指示を受けた際、顧客が提示した移転先がトラベル・ルールの対象法域の外国暗号資産交換業者であるかどうかの調査を完了させていないにもかかわらず、移転先である法域対象国の外国暗号資産交換業者が管理するウォレットをアンホステッド・ウォレット³⁴と同等の扱いとして、通知を行わないまま暗号資産を移転した。
- ・ 暗号資産交換業者 C 社は、顧客から暗号資産の外部への移転指示を受けた際、所定のリストから移転先を顧客に選択させる仕様としていた。こうした中、C 社は、リストで示した移転先が、非要通知先から要通知先へ変わっているかどうか十分に調査・確認していなかったことから、移転先の暗号資産交換業者が非要通知先から要通知先へ変わっていたにもかかわらず、当該暗号資産交換業者への通知を行わないまま暗号資産を移転した。

³⁴ コラム 3：アンホステッド・ウォレット

第3章. FATF 第5次対日相互審査を見据えた実効性向上に向けた取組

今後、2028 年にオンサイト審査が予定されている FATF 第5次対日相互審査も見据え、金融機関等においては整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化していく必要がある。

今回、有効性の検証等について先進的な取組の実施に向け、対応を進めている金融機関等の事例とともに、現時点で金融機関等の参考となるような内容を以下のとおり取りまとめた。

こうした各金融機関等の取組は、今後業態横断的に活発な情報共有が行われ、更なる創意工夫・自主的な取組を生み出す好循環につながることを期待される。

1. マネロン等リスク管理態勢の有効性検証

(1) 有効性検証態勢に係るモニタリングの実施

金融庁において、マネロン等リスクに応じ必要な態勢整備を完了させた一部の金融機関（以下「金融庁によるモニタリング対象先金融機関」）に対し、ガイドラインで求められる有効性検証の取組状況についてモニタリングを実施した。

ガイドラインでは、金融機関等の管理部門及び内部監査部門が、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等を含むマネロン等対策の有効性を不断に検証すること及びそのための態勢を整備すること（【図表6】④）並びに個々のリスク低減措置について個別に有効性を検証することを求めている（【図表6】①～③）。上述のとおり、2024 年4月以降は、このような検証を踏まえた、リスク管理態勢の高度化及び実効性確保に資する取組がより重要となる。

(2) リスクの特定・評価・低減に係る有効性検証に関する取組事例

金融庁によるモニタリング対象先金融機関では、ガイドラインを踏まえ、①顧客属性・取引内容等に鑑みたリスク低減措置の有効性、②異常／不正取引抽出措置の有効性、③データ管理措置の有効性等を検証している【図表6】。これらは検証時期、要件、主体等を定めたマニュアル及びリスク管理態勢に係る有効性検証計画に従って実施され、その結果を受け、経営陣の関与の下、方針・手続・計画等の見直し等が行われている。

金融庁によるモニタリング対象先金融機関における取組状況の概要は以下のとおりである。

① 顧客属性・取引内容等に鑑みたリスク低減措置の有効性

- ・ 顧客全体のリスクの特定及び評価結果によるリスク分布が、自らのリスク認識と整合的であることを確認
- ・ 高リスク類型顧客に対する追加的リスク低減措置を整理した上で、顧客リスクが許容可能な水準まで確実に低減されているかを精査

- ・ 高リスク類型顧客に対するデュー・ディリジェンスの実施状況を、顧客から受領した KYC³⁵に関する質問票回答のサンプル等を用いて再確認
- ・ 疑わしい取引の届出実績の分析により、特にリスクが高い取引種別、顧客属性・グループ、取引チャネル等を特定し、それらに対する現行のリスク低減措置の十分性を確認

② 異常／不正取引抽出措置の有効性

- ・ 取引モニタリングにおける現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）により、不審又は不自然な取引を適切かつ効率的に検知できているかを、内外情報（アラート生成数、疑わしい取引の届出件数、当局による疑わしい取引の参考事例情報、捜査機関からの情報・口座凍結要請等）に照らし検証
- ・ 取引フィルタリングに用いるリスト及び取引フィルタリングシステムに設定された検知基準により、不正又はその可能性がある取引を適切かつ効率的に検知できているかを、当局情報や関連ダミーデータを用いたシミュレーション等により検証

③ データ管理措置の有効性

- ・ 関連 IT システムに連携されたデータ（顧客・口座・取引等）について、必要な情報が全て揃っていて欠損等がないことを、上流システム（勘定系・情報系システム等）が保有するデータに照らし確認
- ・ 関連 IT システムに登録されるデータの正確性について、元情報や想定されるデータ型（利用可能な記号種、空白の入力可否等）に照らし検証

（3）有効性検証を実施するための態勢整備や手法に関する事例

金融庁によるモニタリング対象先金融機関では、上記の有効性検証を実施するための態勢整備や実施手法の整理を行っている。個別のリスク低減措置の有効性検証の実施のみにとどまらず、方針・手続・計画の検証及び見直しを行うことで、リスク管理態勢の高度化を図っている。

具体的には、検証対象とする方針・手続・計画等をリスクベースで（例えば全社的リスク評価の過程で）選定し「検証項目」とした上で、その有効性を検証している。方針・手続・計画は、前述の①顧客属性・取引内容等に鑑みたリスク低減措置、②異常／不正取引抽出措置、③データ管理措置に係る取組を含め、包括的に検証されている。

金融庁によるモニタリング対象先金融機関における第2線部署では、10～50 程度の検証項目を検証目的に応じて選定した上で、項目ごとの検証時期や検証手法を定めた、リスク管理態勢の有効性検証計画を定期的に策定している。検証計画、検証

³⁵ Know Your Customer の略語である。

結果を踏まえた必要な対応等は、上級管理職の関与をもって協議及び決定される。

第2線部署における有効性検証の手法としては、各規程等に定める措置の十分性や、業務記録のサンプル調査により規程等の遵守状況を検証する、などの取組が見受けられた。検証手法は検証対象業務の特性等を踏まえて決定されている。

金融庁によるモニタリング対象先金融機関の第3線部署では、リスク評価を第3線部署独自の手法により再実施の上、年次監査計画を策定している。

第3線部署が被監査部門の業務の遂行状況を検証するに当たり、第3線部署が自らの視点で検証するか、第2線部署における検証の適切性を確認するにとどめるか、あるいは双方を組み合わせた検証を実施するかを、監査項目ごとに選択している事例が確認された。

上記に加え、金融庁は【図表6】の取組事例を把握した。

【図表6】有効性検証に係る取組事例

- （凡例） ● 第2線部署の取組事例
 ■ 第3線部署の取組事例
 ◆ 第2線部署及び第3線部署双方の取組事例

① 顧客属性・取引内容等に鑑みたリスク低減措置の有効性

項目	取組事例
顧客リスク評価ロジック (ガイドライン: II-2(3)(vi)③④)	● NRA-FUR や FATF が公表する各種情報、疑わしい取引の届出実績及び全社的リスク評価結果との整合性、顧客リスク評価結果分布等の定量・定性情報を踏まえ、顧客リスク評価ロジック(各リスク要素の評価ウエイトを含む。)の妥当性を定期的(例:四半期ごと、半期ごと、年次)に確認 ● グローバル顧客リスク評価ロジック・モデルを各拠点の特性に応じてカスタマイズの上導入し、その有効性をグローバルベースで検証 ◆ 顧客リスク評価ロジックが適切にシステムに反映されていることを、実際のサンプルデータを用いてシステム上で確認
顧客リスク評価結果に照らしたリスク低減措置 (ガイドライン: II-2(3)(i)①)	● 高リスク顧客に対する追加的リスク低減措置を、リスク評価書や業務マニュアル等の文書にて整理 ● 年次リスク評価の際に、高リスク顧客類型が網羅的に特定されているかを NRA-FUR 等に照らし確認の上、追加的リスク低減措置により、各類型に係るリスクが十分に低減されていることを、規定された低減措置の十分性

	及び運用の準拠性の両面から確認 ■ 比較的风险が高いリスク顧客（例：暗号資産交換業者、資金移動業者、非対面取引顧客、PEPs³⁶）に対する管理措置の実施状況の検証に当たり、受入時や期中など対象期間を区切って確認作業を実施
疑わしい取引の届出を行った取引及び同種の類型に対するリスク低減措置 （ガイドライン：Ⅱ－2（3）（v）⑥）	
	● 疑わしい取引の届出実績を踏まえ、特にリスクが高い取引種別、顧客属性、取引チャネル等を特定し、リスク低減措置の高度化に向け、追加の深堀調査の実施枠組み等を構築 ● 疑わしい集団に対するリスク低減措置を講ずるため、顧客間の関係性や顧客属性に着目し、ネットワーク分析やクラスター分析を実施 ■ 疑わしい取引の届出実績に係る第2線部署における分析態勢の適切性（例：集計手法の適切性、集計結果数値の正確性）を確認

② 異常／不正取引抽出措置の有効性

取引モニタリング及び疑わしい取引の届出 （ガイドライン：Ⅱ－2（3）（iii）①、（vi）③④、（vii）②、Ⅲ－3（3）①）	
	● 取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・敷居値の設定について、検証の際に参照すべき内外情報（例：アラート生成数、疑わしい取引の届出件数、当局による疑わしい取引の参考事例情報、捜査機関からの情報・口座凍結要請）をあらかじめマニュアルに定めた上で、それら情報に照らした網羅性・適合性を定期的（例：半期ごと、年次）に確認 ■ 上記の第2線部署による検証目線の十分性を、第3線部署が改めて独自検証 ● アラート生成数及び疑わしい取引の届出件数の実績推移とこれらに係る当初想定との乖離状況や、疑わしい取引の届出件数及び届出率の過年度との乖離状況等、取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・敷居値の設定を見直すための指標を設定 ● 取引モニタリングシステムに設定された敷居値に満たない取引について、年次でサンプル調査を実施し、調査結果を踏まえ、必要に応じて敷居値の引下げを実施 ■ 第1線部署が営業部門における異常取引の検知（マニュアル検知）状況を自主点検や臨店等で検証する枠組みの妥当性を第3線部署が検証 ■ リスクベースで臨店対象を選定し、異常取引の検知状況、記録の保存状

³⁶ 「Politically Exposed Persons」の略語である。

	況等の適切性を確認 アラート調査業務及び疑わしい取引の届出要否判断の適切性を確認するため、届出に要する事務処理時間の管理状況、調査に必要な情報の抽出状況、届出判断の整合性等をサンプル調査
取引フィルタリング (ガイドライン: II-2(3)(iii)②、(vi)③④、(vii)②、III-3(3)①)	
	- 取引フィルタリングに用いるリストの正確性・適切性を、当局告示等の元情報に照らし年次で確認 - 検知されるべき取引・顧客が検知されるかのシミュレーションを定期的(例:四半期ごと、年次)に実施 - アラート調査業務の適切性(例:調査に必要な追加情報の取得状況、謝絶判断の整合性)をサンプル調査 - 外部業者が提供するサービスの利用により、他行の検知率との比較分析を実施の上、あいまい検索における検知基準の見直しを年次で実施

③ データ管理措置の有効性

データ管理措置 (ガイドライン: II-2(3)(vii)②)	
	- 所管部門内のデータ管理チームや社内システムを統括する別部門、外部専門家等が、関連 IT システムに連携されるデータの網羅性・正確性検証を、期初に策定する計画に沿って実施 - 個別監査を実施する際にシステム監査も並行して実施し、マネロン等対策関連 IT システムに連携されるデータの網羅性・正確性を都度検証

④ 有効性検証及び検証態勢

マネロン等リスク管理態勢 (ガイドライン: III-1②④、III-3(2)①、III-3(3)①②)	
	- 外部専門家の支援を受け、欧米等の先進事例等を踏まえた検証対象項目を特定 - 全社的リスク評価結果や内外指摘事項、規程の改定状況等を勘案して、検証項目を選定 - サンプル検証を実施する際のサンプル抽出手法をあらかじめ規定 - 第2線部署内のマネロン等対策を所管する組織から独立した有効性検証専門組織が検証(テストング)を実施 - テストングにおいて、業務担当者へのインタビューや業務実施状況の直接観察といった手法を活用

	● リスク低減の程度を測る指標（例：疑わしい取引の届出件数、高リスク顧客の割合）を設け、定期的にはリスクレベルを把握 ■ 第3線部署が第2線部署による有効性検証の実施状況を随時確認し、監査計画を機動的に調整
--	--

（4）有効性検証に係る金融庁の着眼点

金融機関等は、上記（1）のとおり、ガイドラインに従い、リスク管理態勢の有効性を検証することを求められているが、特定の時点での取組にとどまることなく、FATF 第5次対日相互審査も見据え、金融機関等は継続的に自らのマネロン等対策の有効性検証を実施し、リスク管理態勢を維持・高度化していく必要がある。

金融庁としても、前述の有効性検証等の取組事例に加え、既に述べたとおり、金融機関等が実施する有効性の検証等の取組について事例や参考となる考え方などを整理し、公表・共有に向けた検討を進めていく。

2. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂

金融庁は、上述のとおり、ガイドラインや FAQ を策定・公表し、金融機関等に対し、ガイドラインに基づく基礎的な態勢整備を求めてきたところであり、2024 年3月にその期限を迎えた。今後は、金融機関等における基礎的な態勢整備結果の検証に加え、RBA を高度化し、整備した態勢の有効性を一層向上させるための検証を行っていく。

こうした観点から、2024 年4月、金融庁は、金融機関等によるリスク分析に基づく創意工夫・主体的な対応をより一層促進するため、金融機関等の意見・要望を踏まえ、FAQ を一部改訂した。今後も各金融機関等のマネロン等対策の実効性向上に資するよう、ガイドラインや FAQ の改訂は機動的に行っていく。

改訂の主なポイントは以下のとおりである。

（1）顧客管理

ア. 自らのリスク分析を踏まえた柔軟な顧客管理措置の促進

（ア）リスクに応じた簡素な顧客管理

リスクに応じた簡素な顧客管理（以下「SDD³⁷」）の適用対象顧客とできる要件である「①対象顧客は低リスク先顧客であること」「②対象顧客の口座を取引モニタリング検知対象とすること」「③対象顧客であっても情報更新された場合は顧客リスク評価を見直すこと」の3点に加え、これらの要件を満たした上で、自らの顧客等のリスク分析を踏まえて SDD の適用対象顧客を選定することができる旨を明確化した。

従来は上記に加えて、「法人・営業性個人ではないこと」「本人確認済みである

³⁷ 「Simplified Due Diligence」の略語である。

こと」「直近1年間に於いて捜査機関等からの外部照会及び口座凍結依頼を受けた実績がある顧客や疑わしい取引の届出実績のある顧客でないこと」の3点も要件としていた。これらは、金融機関等がリスク分析を行うに当たって考慮すべきポイントではあるものの、これら3点に合致しない顧客を一律に SDD 対象外とすることは必須ではない。よって、これら3点は要件ではなく、リスク分析に当たって考慮することが考えられる点として注書きに記載することとした。

金融機関等が対応に当たって留意すべき点は以下のとおり。

- ・ 注書きに記載した点に該当する顧客を SDD の適用対象外とする取扱いを継続することに問題はないと考えられる。
- ・ 新たな基準で SDD 対象を選定する場合、自らの SDD 対象顧客群のリスクを分析し、SDD を適用することが妥当である旨の検証することが考えられる。

（イ）顧客情報更新の頻度

顧客のリスクに応じた定期的な顧客情報更新の実施に当たって、金融機関等が自らの直面するマネロン等リスクを検証し、顧客情報更新の頻度を自ら決定できる旨を明確化した。

今般、高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年に1度といった頻度で情報更新を行う点はいくまで例示であることを明確化した。また、例示によらず顧客情報更新の頻度を自ら決定する場合は、全顧客のリスク格付を行っていることを前提として、更新頻度が顧客リスク評価を適切に行うために妥当か検証し、経営陣に報告の上適切な頻度を定めること、以降も定期的に更新頻度の妥当性に問題がないことを検証することが考えられる旨を明確化した。

金融機関等が対応に当たって留意すべき点は以下のとおり。

- ・ 高リスク先について1年に1度、中リスク先について2年に1度、低リスク先について3年に1度の頻度での顧客情報更新を継続する金融機関等においては、従来の対応を継続して問題ないと考えられる。
- ・ 金融機関等が、自ら顧客情報更新頻度を検討する際には、情報更新が必要であると判断した全顧客のリスク評価見直しを一度は実施していることが前提となると考えられる。
- ・ 金融機関等が自ら顧客情報更新頻度を検討するに当たって、情報更新実施手順や妥当性検証の手順等を規程等に定めること及び経営陣の関与、実施・検討内容・意思決定等の証跡確保等も必要と考えられる。

（ウ）調査に応ずることがない顧客のリスク評価

情報更新に有効であると考えられるあらゆる手段を講じても顧客が調査に応

することがない場合、当該顧客等のリスクを分析し、適切に自らの顧客リスク評価に反映することが考えられる。

金融機関等が定期的に情報を更新することが必要と判断した顧客に対しては、当該顧客の情報更新に有効であると考えられるあらゆる手段を講じて情報を更新することが重要である点は引き続き変わらない。

あらゆる手段を講じてもお情報更新できない顧客については、その事実のみをもって必ずしも高リスクとする必要はなく、取引履歴データ等を踏まえて顧客等のリスクを分析し、分析結果を顧客リスク評価に反映すること及びこうした顧客群の管理状況・評価結果等の妥当性が定期的に検証され経営陣に報告されていることが必要であることを明確化したものである。

イ. 国際機関 PEPs に関する記載の明確化

国際機関 PEPs についても、国内 PEPs や他の顧客と同様にリスクに応じた対応が必要である点を明確化し、併せて国際機関 PEPs の定義を記載した。

本項における今般の改訂は、全ての国内 PEPs・国際機関 PEPs に対する何らかのリストを利用したスクリーニングを一律に行うことや、全ての国内 PEPs・国際機関 PEPs に対して一律に EDD³⁸を行うことを示したものではない。他の顧客と同様に、国内 PEPs・国際機関 PEPs についても、リスク評価を行い、リスクに応じた顧客管理を行うことが考えられることを明確化したものである。

(2) 取引モニタリング・フィルタリング

ガイドラインでは、金融機関等に対して、国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際に、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずることを求めている。

遅滞なく照合するための金融機関等における具体的な対応として、外務省告示の発出日以降、金融機関等は、速やかに制裁対象者リストの更新に着手し、合理的な期日までに差分照合を完了することが考えられることを明確化した。

具体的には、従来は、国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定されてから遅くとも 24 時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施されているところであるが、今般の改訂で、財務省が金融機関等に表示している基準と整合させた。今後は、改訂後の内容を踏まえて対応することで差し支えないと考えている。

3. 各地域における金融機関等の連携強化（業態横断フォーラム）

(1) 経緯

金融機関等からは、2024 年 3 月末期限に向けた態勢整備を進める中で、規程等の

³⁸ リスクに応じた厳格な顧客管理「Enhanced Due Diligence」の略語である。

整備に加えて、実務的な課題・悩みや他の金融機関等の取組事例の共有を求める声が聞かれた。

こうした声を踏まえ、近隣金融機関等の関係構築の契機とすべく、地域ごとにマネロン等対策に係る業態横断フォーラム（以下「フォーラム」）が2023年10月から2024年6月までに計21回³⁹開催され、意見交換を行った。

（2）フォーラムの概要

フォーラムの目的は、態勢整備を進める中での悩み・課題や取組事例の共有のほか、実務面に関する意見交換を通じた中長期的なマネロン等対策の高度化に向けた金融機関等の間での関係構築である。

これらの目的を達成するためには、責任者である担当役員同士の関係構築が重要であり、出席者は担当役員及び実務の中核を担う担当者とした。

議論の内容は、金融機関等のニーズを踏まえ、各財務局で「継続的顧客管理」、「高リスク顧客管理」、「リスクの特定・評価」、「疑わしい取引の届出」等の議題をそれぞれ設定した。

当日は、金融機関等からの説明や質疑を中心に行いつつ、金融庁等からも他の地域や他の業態の事例紹介を行うなど、円滑な意見交換がなされるよう各財務局で工夫⁴⁰して実施された。

特に、顧客情報の更新に係る回答率の向上や問合せ等、継続的顧客管理について悩み・課題を抱えている金融機関等が多く、活発な意見交換が行われた。

（3）実務上の課題等に対する取組事例

今回のフォーラム及びこれまでの業界団体との意見交換等で聞かれた、取組のうち、課題等が多かった継続的顧客管理に係る事例について、以下のとおりである。

① 顧客情報の更新を促すための取組

- ・ 顧客情報の更新に係るダイレクトメール送付の1週間後に、顧客に自動音声電話でも案内
- ・ ATM の取引画面や取引明細書に、情報更新依頼や専用ページに遷移する二次元コード等を表示

② 継続的顧客管理に係る理解を得るための取組

³⁹ 地域金融機関等が主催するマネロン等対策に係る会合に財務局と金融庁から担当者が出席したものを含める（宮城県、岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、岡山県、山陰地区（鳥取県・島根県））。

⁴⁰ 事前に議題に沿ったアンケートを徴取し、出席者に還元の上、討議を実施。形式は複数グループに分割しての討議、ペアでの討議後全員に向けて発表など様々。他地域（主催財務局の管轄外）の取組の進んでいる金融機関等を招いて開催している財務局も見受けられた。

- ・ ダイレクトメールに「振り込め詐欺等からお客様の財産を守るため」といった趣旨を明確に記載
- ・ 顧客からの問い合わせに係る対応は、コールセンターではなく担当部署につないで丁寧に説明
- ・ 同一県内や地域で共同し、顧客情報の更新に係る共通のチラシやリーフレットを作成

③ 外国人顧客への対応

- ・ 随時連絡を取れるよう就業先とサポート協定を締結

（4）出席金融機関等からの声

フォーラムに出席した金融機関等からは、悩み・課題解決に向けた討議や取組事例の共有が有意義であったとの声のほか、今後の開催に当たっての意見等、以下のような声が聞かれた。

① フォーラムを終えての感想

- ・ マネロン等対策は営業面で競合する分野ではなく、地域でマネロン等対策に取り組んでいる姿勢を示すことが顧客の安心・安全につながるため、連携して取り組んでいきたい。（地方銀行）
- ・ 継続的顧客管理に係る他行の取組事例は、課題である回答率の向上に大変参考になった。（第二地方銀行）
- ・ 第二地方銀行の中では情報を発信する側だったため、地銀とも意見交換できたことが大変有意義だった。（第二地方銀行）
- ・ 技術的な面も含めて他金融機関の事例を聞くことができ、大変参考になった。（信用金庫）
- ・ 2024 年3月末に向けて態勢整備を進めていたところ、フォーラムによってかなり疑問点が解消された。（信用組合）

② フォーラムに係る意見・希望

- ・ 今後は、業容、営業地域、顧客特性等が似通った金融機関でグルーピングして議論するというのも有益（地方銀行）
- ・ 当局から対面で解決策や参考事例について共有いただけたのが非常に良かった。今後も対面での開催を希望（地方銀行）
- ・ 今後は金融犯罪防止の取組も情報交換していきたい。（地方銀行）

（5）今後の方向性

今回のフォーラムではマネロン等対策担当役員同士が初めて顔を合わせる金融機関等も多く見受けられ、目的としていた幅広い関係構築の契機として、一定の役割を果たしたものと考えられる。

出席者からの声を踏まえると、今後は、こうした幅広い関係の維持・継続に加え、より踏み込んだ具体的な意見交換ができるよう地域別や実務担当者が参加しての開催を検討することや、議題をマネロン等対策に限らず、金融犯罪対策全般へと拡大することも考えられる。

また、FATF 第5次対日相互審査も見据えた対応として、整備されたマネロン等リスク管理態勢を基に、金融機関等自身が継続的にその有効性を確認・分析・評価し、環境やリスクの変化を踏まえ、不足する点や高度化の余地がある点について改善・見直しを図っていくことが必要となる。今回のフォーラムを契機に自主的に会合を立ち上げる地域も見受けられる中、今後のフォーラムの在り方としては、金融犯罪対策やリスク管理態勢の高度化といった幅広い議論が行われ、金融機関等による自主的な取組につながっていくことを期待したい。

4. FATF 基準改訂も踏まえた対策の実効性向上

FATF 第4次対日相互審査以降も、マネロン等を取り巻く環境変化を踏まえ、FATF 基準の改訂が行われてきた⁴¹。2024 年4月に公表された FATF 大臣宣言⁴²では、2024 年7月からの2年間ににおける4つの戦略的優先事項⁴³を採択するとともに、FATF 基準の迅速な実施等にコミットした。

G7や G20 の財務大臣・中央銀行総裁会議声明等においても、FATF の取組の重要性について、繰り返し言及しており、政府としては、下記のとおり、同基準の改訂を踏まえた所要の措置を講じている。

金融機関等としても、RBA に基づき、改訂後基準の内容及びガイダンス等も踏まえ、自らのマネロン等対策の実効性を着実に向上させていく必要がある。

(1) 直近の FATF 基準改訂状況

FATF は、2023 年 10 月に、財産回復(勧告4及び 38)及び NPO(勧告8)に係る勧

⁴¹ 金融庁は、政府を代表して、FATF における政策立案機能を担う「政策企画部会」の共同議長として、また、同部会傘下の「暗号資産コンタクト・グループ」の共同議長として、様々な国際的議論を主導している。

⁴² FATF 大臣宣言とは、隔年で開催される FATF 大臣会合において、FATF の次の2年間の戦略的優先事項 (Strategic Priorities) を政治的にコミットするもの。
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/FATF-Ministers-commit-to-step-up-AML-CFT-CPF.html>

⁴³ 4つの戦略的優先事項は、「より焦点を絞ったリスクベースによる FATF 第5次相互審査の実施」、「FATF Global Network の有効性・結束強化 (FATF 型地域体支援)」、「FATF 基準の効果的な実施支援 (実質的支配者の透明性向上、財産回復等)」、「金融分野の発展のモニタリング及びその対応 (暗号資産、クロスボーダー送金の透明性の向上、CBDC 等)」で構成されている。

告を改訂した。さらには、2024 年 2 月、改訂勧告 25（法的取極）に係るガイダンスを採択し、法人及び法的取極の実質的支配者の透明性向上に向けた一連の作業を完了させた。

また、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 における取組、新たな決済手段や送金事業者の登場等による決済市場の構造変化、ISO20022 の決済規格等の標準化の動きも踏まえ、FATF では、現在、FATF 基準の技術的中立性や“same activity, same risk, same rules”原則に則り、電信送金（勧告 16）に係る基準の改訂作業に取り組んでいる。

FATF では、市中協議（2024 年 2 月～2024 年 5 月）⁴⁴や官民対話を実施してきたところであるが、本勧告改訂は、民間事業者への影響が大きくなり得ること、クロスボーダー送金のコスト・スピードの改善や金融包摂など他の政策目的との両立を図る必要があること、勧告自体が高度に技術的かつ複雑であるといった特性を有する。

金融庁としては、これらを踏まえ、引き続き、関係省庁・民間事業者等と緊密に意見交換を行いながら、勧告の最終化等に対応していく方針である。

（2）FATF 基準改訂を踏まえた政府による主な取組

ア. 法人及び法的取極の透明性向上に関する取組（勧告 24、25 関係）

政府として、株式会社を対象とした仕組みの構築を優先的に実施することと整理し、法人の透明性向上に関する取組について検討を進めた⁴⁵。また、外国で設立された法人や外国信託等について、本邦においてマネロン等に悪用されるリスクの評価を実施する等、検討結果を踏まえ、今後 3 年間で取り組むべき対応内容を行動計画（2024-2026 年度）に取りまとめた。

イ. 財産回復に関する取組（勧告 4 及び勧告 38 関係）

政府は、2023 年 10 月に FATF にて採択された財産回復に係る勧告改訂等を踏まえ、2026 年度末までに取り組むべき対応方針につき、行動計画（2024-2026 年度）に取りまとめた。

ウ. NPO のテロ資金供与目的での悪用防止に関する取組（勧告 8 関係）

NPO セクターのテロ資金供与目的での悪用リスクに対して、正当な NPO 活動を不当に遮ることのないよう、2023 年 10 月、焦点を絞った、比例的かつリスクに応じた措置が効果的な取組の中核となることを明確化する勧告改訂案等が取りまと

⁴⁴ FATF による市中協議文書「FATF 勧告 16 の改訂に関する説明文書及び勧告改訂案」の公表について（令和 6 年 2 月 28 日）（金融庁ウェブサイト）

<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20240228/20240228.html>

⁴⁵ 検討結果等の詳細については、「第 8 回 規制改革推進会議 スタートアップ・投資ワーキング・グループ 議事次第」資料 2 参照 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_02startup/240418/startup08_agenda.html

められた。これも踏まえ、令和7年度末までに取り組むべき対応内容を行動計画（2024-2026 年度）に取りまとめた。

第4章. 金融サービスの不正利用対策

近年、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、及び特殊詐欺事案や預貯金口座不正利用事案等は著しく増加傾向にある⁴⁶。これら金融サービスの不正利用等から得た被害金等は、多数の口座から集約用口座に資金移転される、オンラインカジノ等を経由した資金移転が行われる、暗号資産に変換されるなど、資金の行方を不透明なものとする事例が多く確認されており、金融犯罪の複雑化・巧妙化がより一層進みつつある。

金融庁は、我が国の金融サービスにおいて、不正な口座開設・売買・譲渡やこれらを悪用した資金移動等を阻止することは、利用者保護の観点に加え、マネロン等の前提犯罪の削減や抑止等に向けた取組の一環として極めて重要と認識しており、引き続き金融業界と連携して様々な取組を行っていく。

1. インターネットバンキング不正送金対策強化

(1) フィッシング対策

我が国のインターネットバンキングに係る不正送金事犯については、昨年に引き続き増加傾向にあり、2023年は発生件数が5,578件、被害総額は約87.3億円と過去最多となっている（それぞれ前年比で391.0%、474.6%増加）⁴⁷。

同事犯の多くは、フィッシングによるものと考えられるところ、同事犯に対応するため、各金融機関等によるフィッシング対策の高度化が喫緊の課題となっている。

金融庁は、2022年9月、警察庁と連名で、全国銀行協会（以下「全銀協」）等に対し、DMARC⁴⁸の導入やフィッシングサイトのテイクダウン等を含む不正送金対策の強化を要請したほか、2023年12月、同事犯に係る注意喚起を警察庁、全銀協及び日本サイバー犯罪対策センターと連携して行っている⁴⁹。また、各金融機関等においてもアプリやウェブサイト上での表示・掲載、店頭でのチラシの配布等により、利用者向けの注意喚起を実施している。

フィッシングの特徴としては、常に他金融機関等比で脆弱な金融機関等に標的が移ることや、金融機関側が対策を講ずるたびに新たなフィッシング手口による攻撃が行

⁴⁶ 特殊詐欺認知・検挙状況等について（警察庁ウェブサイト）

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>

⁴⁷ 令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について（警察庁ウェブサイト）

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R5/R05_cyber_jousei.pdf

⁴⁸ 「Domain-based Message Authentication, Reporting and Conformance」の略。受信したメールのドメイン名が送信者（ヘッダFrom）のドメイン名と一致している場合は、認証成功としてメールボックス上の受信トレイに配信し、送信者のドメイン名と一致しない場合は、認証失敗として迷惑メールフォルダに格納する（quarantine）ことやメールボックスに配送しない（reject）ことを可能とする技術。

⁴⁹ フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる預金の不正送金被害が急増しています。（金融庁ウェブサイト）https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2.html

われることにある。そのため、絶えずフィッシング対策の情報収集を行い、フィッシングの最新の手口や他の金融機関等のフィッシング対策の取組状況等を把握する必要がある。

以下、金融庁がモニタリングにより把握した各金融機関等のフィッシング対策の取組状況を列挙する。各金融機関等は、これに限らず他の金融機関等や業界団体と連携し、日々対策を高度化していくことが求められる。

- ・ 普段と異なる利用環境からのアクセスを適時・適切に捕捉するシステムを導入し、リアルタイムでのログイン謝絶や送金保留を実施
- ・ 不正送金事犯で使用された IP アドレスや端末情報をブラックリスト化し、リスト登録先からのログインを自動謝絶
- ・ モアタイム中（夜間）の振込上限額の変更依頼や新規振込先への送金依頼を自動保留し、即時での反映は行わず、翌営業日以降に反映

（2）暗号資産交換業者宛ての不正送金対策

昨今、インターネットバンキングによる不正送金事犯や特殊詐欺事案において、暗号資産交換業者が所有する預貯金口座を利用した不正送金被害が多発している。

こうした状況を踏まえて、2024年2月、金融庁と警察庁は連名で、全銀協を始めとする関連業界団体等へ利用者保護等のためのリスクベースによる更なる対策の強化等を要請している⁵⁰。本要請においては下記2点の対策が参考事例として挙げられているが、各金融機関等はこれに限らず他の金融機関等や業界団体等と連携し、対策を不断に高度化していくことが期待される。

対策事例の1点目は、振込名義変更（異名義）による暗号資産交換業者への送金停止等である。金融庁にてモニタリングを行った金融機関では、既にインターネットバンキングにおける振込名義変更による暗号資産交換業者への送金をシステムで検知し、自動で事前停止しているなどの取組が多く見受けられた。

対策事例の2点目は、暗号資産交換業者への不正な送金への監視強化である。前述したフィッシング対策や、後述する口座の不正利用対策の内容の中には、暗号資産交換業者宛ての不正送金の監視にも有益となる取組が含まれている。また、下記のような暗号資産交換業者に特化した検知の仕組みや不正利用実態の調査・分析などが含まれる。

- ・ 暗号資産交換業者宛ての送金の中でも、特にリスクが高いと判断された取引やその取引に関連した個人及び法人に対する深堀調査、必要に応じてインターネットバンキングの利用制限を実施

⁵⁰ 第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

- ・ ネットワーク分析を行い、不正利用の疑いが強い口座名義人に関連する個人・法人を特定して、組織的犯罪集団の疑いがあるケースとして深堀調査を実施

2. 預貯金口座の不正利用対策等

（1）預貯金口座の不正利用の特徴と対策

近年、特殊詐欺の被害やフィッシング被害が増加しており預貯金口座の不正利用件数も増加傾向にある。

金融庁は、口座の不正利用対策に関して金融機関等に対する継続的なモニタリングを行っており、以下の傾向を把握した。

- ・ 非対面にて開設された口座は対面で開設された口座よりも不正利用されやすい。
- ・ 新規に開設された口座（開設後約1年未満の口座）は既存の口座よりも不正利用されやすい。

以下では、口座の不正利用対策として先進的な取組を紹介する。なお、こうした先進的な取組を行っている金融機関等の多くにおいて口座の自主凍結⁵¹の件数が、警察等からの凍結要請の件数を上回っていた。

【検知及び検知後対応の即時性（リアルタイムモニタリング）】

- ・ 24 時間体制で、送金等個別取引の自動保留、自動謝絶や速やかな口座の凍結対応等を実施

【預貯金口座凍結の判断基準の精緻化・明文化】

- ・ 属人的な判断能力やノウハウに頼ることなく口座凍結の判断基準を明確に設定し、規程やマニュアル等にて明文化

【取引モニタリングシナリオや預貯金口座の凍結の判断基準の機動的な見直し】

- ・ 口座の売買・譲渡や収納代行⁵²などに見られる特有の挙動・振舞いに着目し、きめ細やかなモニタリングシナリオを設定
- ・ 不正利用の検知基準向上のため、日々の業務の中で把握した傾向等を、数日以内に既存のモニタリングシナリオや判断基準に反映
- ・ モニタリングシナリオや判断基準の見直しを、月次以上の頻度で実施。くわ

⁵¹ 警察等の外部からの情報提供によらず、取引モニタリング等の結果を踏まえ、金融機関自らの判断により資金の引き出し等の取引を停止すること。

⁵² 顧客が購入した商品の代金やサービスの利用料を事業者に代わって回収する行為。オンラインカジノや実態のないビジネスなど違法行為や詐欺につながる取引の決済に悪用されるケースも発生している。

えて、定期的にシナリオや敷居値の有効性を検証

金融庁は、これまでのモニタリングを通じて、相対的に対策が劣る金融機関等では口座の不正利用が増加する傾向を把握している。他方で、口座凍結に積極的に取り組む金融機関等では不正利用が抑止・減少する傾向にある。

各金融機関等は、積極的・機動的な情報交換を行うとともに、他の金融機関等の取組を参考にしつつ、自らの口座不正利用対策に劣っている点がないか、また、改善・高度化の余地がないか、感度を高く保つことが重要である。

（2）法人名義の預貯金口座の悪用への対応

法人名義の預貯金口座は、一般的に個人名義の口座と比較して、振込限度額が高額あるいは上限設定がない場合が多く、例えば、短期間で多頻度の入出金が続く場合であっても、通常の商取引に係る決済・送金と不正な入出金とを明確に区別をすることは、金融機関等にとって困難な場合が多くみられる。

また、金融機関等が正規に利用されている法人名義の口座を誤って口座凍結・取引停止した場合、当該法人の事業運営及び継続、資金繰り等に多大な影響を与えるおそれがあることについて、金融機関等としては、不正利用が疑われる場合であっても法人名義の口座への対応には慎重になる傾向がある。

これらの特徴を含め、詐欺等のために口座の不正利用を企図する者にとっては、法人名義の口座の買入れ・譲受けを志向するものと考えられる。

各金融機関等における法人名義の口座の取引モニタリングに当たっては、インターネットバンキングの接続場所や端末、申告された事業の特性と入出金との整合性等、通常の商取引に係る取引とは異なる取引を検知するため、これまで以上に法人顧客について、リスクに応じた適切な顧客理解を深めることが期待される。

3. 偽造本人確認書類を用いた預貯金口座開設への対応

特殊詐欺や SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺⁵³など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されている例が多数みられる。

このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものもある。インターネット上には、偽造本人確認書類の販売や本人確認書類の偽造等の請負に関するウェブサイトが存在し、精巧な偽造書類を比較的容易に入手することが可能となっている。そのため、金融機関等にとって、本人確認書類の偽造等への対応を始め、不正な手段による口座開設への対策は急務である。特に、顧客と対面することなく口座開設を受け付ける場合には、本人

⁵³ SNS 型投資・ロマンス詐欺については、警察庁「令和6年1月～3月における SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」(<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-touroma20240516.pdf>) を参照のこと。

確認書類自体の手触りや質感等を確認することができず、偽造等を看破することが困難であることから、本人特定事項の確認方法の特性に応じた対応を検討する必要がある。後述の「国民を詐欺から守るための総合対策」では、口座の不正利用防止対策の強化等として、非対面、対面ともに公的個人認証による本人確認を行うこととしている。

なお、本人確認書類の偽造等を識別するために金融機関等では、以下のような対策が講じられている。

- ・ 本人確認書類の偽造に関し、手口等の特徴を分析して審査に活用
- ・ 偽造本人確認書類の識別能力を向上するためシステム化を推進
- ・ 口座開設数の増加に応じ、行内のリソース確保や業務委託先との連携を含め、適切な審査体制を整備

また、本人確認書類の偽造等に対し高い耐性を持つと考えられる本人確認方法としては、犯収法施行規則第6条第1項第1号ヘ・ト・チに規定する本人確認書類の IC チップに記録された情報の送信を受ける方法のほか、同号ワに規定する公的個人認証サービスを利用する方法があり、今後、一層の利用拡大が期待される。また、対面での本人確認においても、本人確認書類の提示に加え、IC チップ情報の確認を行うことも偽造本人確認書類を見分ける上で効果的である。

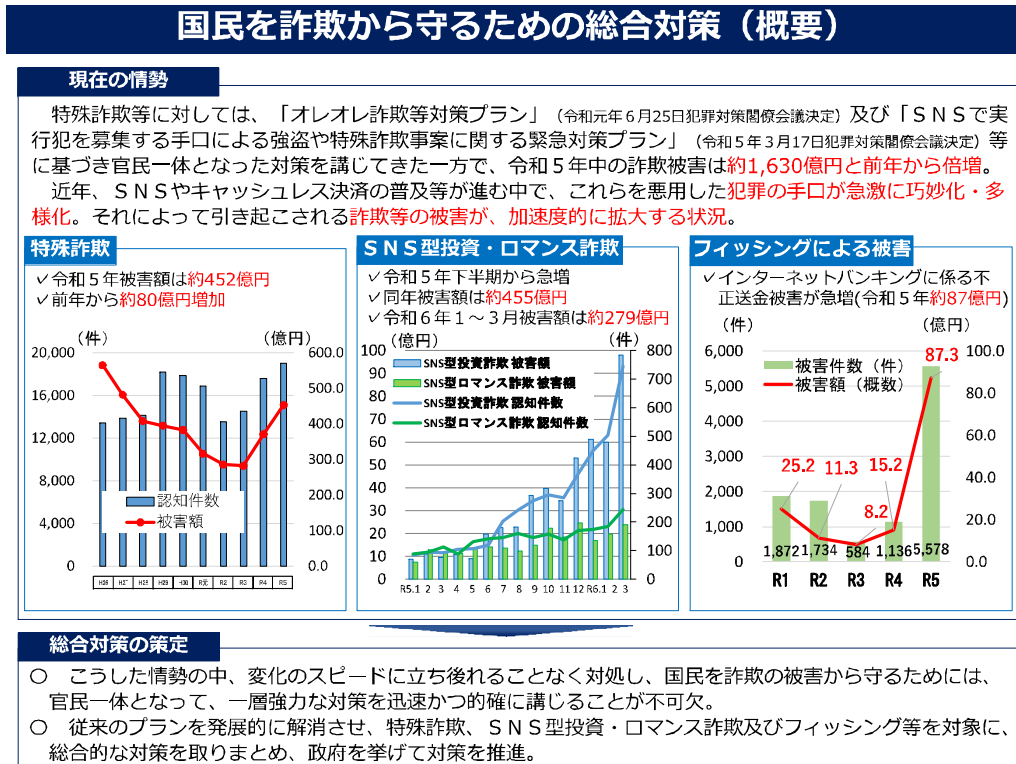
4. 国民を詐欺から守るための総合対策

一層複雑化・巧妙化する詐欺等について、その変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民をその被害から守るためには、官民一体となって、一層強力な対策を迅速かつ的確に講ずることが不可欠である。

そこで、今般、「オレオレ詐欺等対策プラン」及び「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を発展的に解消させ、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングを対象に、政府が総力を挙げて取り組む施策をまとめ、2024 年6月、犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された⁵⁴。

⁵⁴ 犯罪対策閣僚会議（首相官邸ウェブサイト）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

【図表7】「国民を詐欺から守るための総合対策」の全体像



[出典]首相官邸ウェブサイト「犯罪対策閣僚会議」より

国民が投資詐欺等の被害に遭わないような環境整備を行うことは、国民が安心して投資等を行うためにも重要である。このため、

- ・ SNS 事業者や金融業界と連携を強化しつつ、投資家等に注意を促すための取組を更に充実させる。
- ・ 2024 年4月に設立した「金融経済教育推進機構」において金融経済教育を推進していく中で、投資詐欺への対応についても注力する。
- ・ 加えて、関係省庁や金融業界と緊密に連携し、法人名義の口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を強化するなど、詐欺等の被害防止に向けた取組を加速していく。

など、総合対策を踏まえ、金融機関等の金融犯罪対策に関連する施策を検討・推進していく。

コラム

マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年6月）

コラム1：為替取引分析業者におけるマネロン等対策の取組事例について

為替取引分析業者の中には、利用金融機関間において、マネロン等対策に関する情報共有及びネットワーク構築を行い、業界全体の業務高度化、専門性向上、人材育成等を推進しながら、業界横断的なマネロン等対策の強化につなげていく取組も行われている。

例えば、マネロン等対策の高度化・共同化を図ることを目的として全銀協出資のもと設立された「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」では、2024年4月より「業務高度化支援サービス」の提供が開始されている。

同サービスでは、「実務手引・FAQ」、「研修」、「コミュニティ」、「ヘルプデスク」といった各コンテンツを通じて、利用金融機関間の互助・互恵的な関係構築及び情報共有を行いながら、課題解消に結び付けていくことを目的としており、マネロン等対策の底上げを図る取組となっている。

【図表】業務高度化支援サービスに関する考え方⁵⁵



⁵⁵ 業務高度化支援サービスとは | 株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構
<https://www.cam1.co.jp/gyoumu.html>

コラム2:セブン銀行の ATM 機能「ATM お知らせ」を利用した継続的顧客管理

セブン銀行は、2023 年3月よりセブン銀行の ATM(全国に 27,000 台以上設置)の機能を活用して、顧客が ATM で取引を行った際に、顧客情報を確認する案内表示や、案内に対する回答を収集する「ATM お知らせ」機能の提供を開始した。

本機能は同行又は提携先の金融機関が継続的顧客管理などの対象に指定した顧客が、セブン銀行の ATM で取引を行った際に、顧客情報を確認する案内を表示して情報更新の可否確認を促し、提携先の金融機関には、顧客の回答結果が還元される。

顧客が表示された情報を確認して「変更あり」を選択した場合、セブン銀行の ATM 機能「ATM 窓口」(情報変更サービス)等へ誘導する二次元コード票が表示・発行され、顧客は必要な情報変更手続をセブン銀行の ATM で完結できる。

コラム3: アンホステッド・ウォレット

アンホステッド・ウォレット（ノンカストディアル／セルフカストディアル／セルフホステッド・ウォレットとも呼ばれる）とは、一般的に、利用者が秘密鍵を自ら管理するウォレットを指し、暗号資産交換業者等の第三者が秘密鍵を管理するホステッド・ウォレット（カストディアル・ウォレット）と区別される。

トラベル・ルールの対象は、ホステッド・ウォレット間の取引であって、アンホステッド・ウォレットとの取引は対象外となっている。しかしながら、FATF は、2021 年 10 月に改訂した暗号資産に関する改訂ガイダンス⁵⁶の中で、アンホステッド・ウォレットを用いた取引について、その匿名性や移転可能性等の制限の欠如から、不正を働く者を誘引する可能性があるとし、各国にこれらのリスクを理解し、軽減するよう求めている。

こうした中、我が国では、犯収法施行規則第 24 条において、暗号資産交換業者に対し、移転先のアンホステッド・ウォレット等の所有者情報を取得し、記録することを求めているほか、同規則第 32 条において、移転元のアンホステッド・ウォレット等の属性について調査・分析し、リスクの評価を行うこと、所有者情報を収集することを求めるなど、トラベル・ルールと合わせて取引経路の可視化を進め、リスクの軽減を図っている。

我が国では、大手通信事業者等が既にアンホステッド・ウォレットの提供を開始し、一部の金融機関も提供の検討を進めている段階にある。FATF が 2023 年 6 月に公表した報告書⁵⁷の民間セクターへの提言でも言及しているとおり、アンホステッド・ウォレットを取り扱う場合には、提供するサービスのリスクを理解し、必要に応じてリスクに見合った低減策や、特定業務に係る取引としての適切な措置を講ずることが重要である。

⁵⁶ Updated Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-rba-virtual-assets-2021.html>)

⁵⁷ Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/targeted-update-virtual-assets-vasps-2023.html>)